

報告論文のタイトル：重過失による交通事故の抑止策 —保険マーケットを勘案した政策法務の必要性—

報告者・共著者

報告者氏名：桑名謹三

所属：法政大学サステイナビリティ研究教育機構

論文要旨

日本においては、事故の抑止策として民事責任を活用しようという考え方は主流ではない。しかしながら、現実問題としては、事故を生じさせる加害者の行動に民事責任が影響を与えることは否定できない。したがって、抑止すべき事故に関する民事責任の状況を勘案したうえで、刑事罰を決めていく必要がある。また、加害者の民事責任に大きな影響を与えるものの1つは責任保険である。抑止すべき事故について、その損害賠償責任をカバーする責任保険のマーケットの状況を把握しなければ、適切な事故の抑止政策は実施できない。しかも、責任保険は加害者の重過失による責任までカバーしていることに着目すべきである。つまり、保険によるモラルハザードの効果が、責任保険とそれ以外の保険では異なると考えられる点を考慮しなければならない。

ところで、自動車保険（責任保険の部分）については、保険契約者は保険金支払い限度額が無制限の契約を選択することができる。これまで、モラルハザードを抑止するために有用であると考えられてきた保険金支払い限度額がないのである。自動車保険のように保険金支払い限度額が無制限である保険は、極めて例外的な保険といえる。したがって、交通事故に関しては、責任保険が付帯されることによって生じるモラルハザードは、それ以外の事故よりも大きいと考えられる。

このような現実が存在するにもかかわらず、自動車保険が重過失による責任をカバーしていることを念頭に置いた、自動車保険によるモラルハザードの分析がなされていなかった。

そこで、本研究においては、重過失に関する過去の判例により、日本においてどのようなものが重過失と認定されているかを分析し、重過失を2つの類型に分けた。さらに、日本損害保険協会がまとめた交通事故の事故原因と損害額に関するデータを勘案したうえで、それぞれの類型について注意水準とリスクの関係を示す概念的なリスク曲線を描くことによって、自動車保険によるモラルハザードがどれくらい深刻であるかを分析した。その結果、飲酒運転による事故（一般に重過失と認定されることが多い事故である。）のような少しの注意によって容易に予見でき、かつ、少しの注意によって容易に回避できる事故については、自動車保険が重過失による責任をカバーしていることによって、自動車保険が重過失による責任をカバーしていないと仮定した場合に比べて、モラルハザードによるリスクの増加が著しく大きくなることが分かった。

したがって、重過失による交通事故を適切に抑止するためには、重過失による事故の刑事罰を重くする、あるいは、保険法を改正し責任保険に重過失免責を導入する等の措置が必要となる。